

## 利用者への虐待防止に関する指針

### 第1条 目的

国が定める「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」などの法令（以下「関係法令」という。）の定めに従い、利用者の人権擁護、虐待の防止 等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めます。

### 第2条 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

- (1) 身体的虐待 利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。(蹴る・殴る・たばこを押し付ける・熱湯を飲ませる・食べられないものを食べさせる・食事を与えない・戸外に閉め出す・部屋に閉じ込める・縄などで縛る等)
- (2) 性的虐待 利用者にわいせつな行為をすること、または利用者を介してわいせつな行為をさせること。(性交・性的暴力・性的行為の強要・性的雑誌や DVD をみるように強いる・裸の写真や映像を撮る等)
- (3) 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、著しく拒否的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫・「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す・成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける・馬鹿にする・無視する・他者と差別的な対応をする等)
- (4) ネグレクト 利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること(自己決定といって放置する・失禁をしていても衣服を取り替えない・栄養不良のまま放置・病気の看護を怠る・話しかけられても無視する・拒否的態度を示す等)
- (5) 経済的虐待 利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。(利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分)

### 第3条 虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会(以下「委員会」という)」を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

- (1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。
- (2) 委員会の委員長は、管理者とする。
- (3) 委員会の委員はサービス管理責任者、職業指導員、生活支援員とする。

- (4) 委員会は、年1回以上及び従業者の新規採用時、委員長が必要と認めた時に開催する。また、必要に応じて苦情相談委員を委員会に招聘し、助言等を得ることとする。
- (5) 委員会の審議事項等・職員の意識を高める掲示物等に関すること。
- ・基本理念、行動規範等、職員への周知に関すること。
  - ・職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
  - ・職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること。
  - ・虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること。
  - ・その他人権侵害、虐待防止等に関すること。

#### 第4条 虐待防止に関する責務等

- (1) 虐待防止に関する総括は管理者が行い、責任者はサービス管理責任者とする。
- (2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

#### 第5条 虐待の早期発見等への対応

- (1) 虐待の早期発見、虐待事案は虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者への報告が重要です。また、地域で生活している利用者のサービス利用等の様子にも配慮し疑いが持たれる場合には、家庭訪問や相談支援事業者との連携、さらには、行政への通報を含め迅速に対応することが必要です。なお、虐待とは利用者の権利侵害をする些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から責任者は、利用者、保護者、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めることが必要です。
- (2) 虐待発見時の早期対応
- 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること、また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図ること、また行政に通報・相談することとします。さらには、発生要因を十分に調査・分析するとともに、再発防止に向けて、組織・体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努めることとします。

#### 第6条 虐待防止のための研修

職員に対して虐待防止と人権を尊重した支援ができるように職員研修を行います。

- ・年に1回以上の虐待防止のための教育・研修の実施
- ・新規採用者に対する虐待防止のための研修実施
- ・その他必要な教育・研修（事例検討など）の実施

#### 第7条 本方針の閲覧

本指針はいつでも閲覧ができるように休憩室に掲示するとともに。当事業所のホームページでも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

（附則）

- ・この指針は、令和4年4月1日より施行する。